

**登米市議会改革推進会議  
調査報告書**

令和2年 12 月 24 日

## 《 目 次 》

1. はじめに	3
2. 議会改革推進会議開催状況	4
3. 議会改革の取り組み状況について	7
4. 検討結果	12
議会基本条例の検証	12
引継事項の検討結果	15
前期から今期へ	15
(1) 議会活動の見える化	15
(2) 議会モニターの充実	16
(3) 一般質問と答弁について	17
(4) 事務事業評価を中心とした 政策形成サイクルの充実	17
(5) 委員会代表質問制の導入	18
▶ 反問権の行使についてルール化	
▶ 議会運営委員会の構成委員選出の見直し	
今期から次期へ	18
(1) 本会議中心主義から委員会中心主義への転換	18
(2) 会派の議会活動グループから 政策形成チームへのステップアップ	19
(3) 議会のICT活用	19
(4) 政務活動の見える化	20
▶ 議会改革推進施策	
5. おわりに	23
<b>資料1</b>	登米市議会基本条例第25条に基づく検証結果表
<b>資料2</b>	登米市議会基本条例議員個人評価アンケート
<b>資料3</b>	登米市議会基本条例及び関係規則等改正案 登米市議会基本条例 条文追加（災害時の対応） 登米市議会基本条例運用基準 登米市議会傍聴規則 登米市議会市民意見公募手続実施要綱
<b>資料4</b>	オンライン会議レポート

## 1. はじめに

登米市議会では、平成 24 年 4 月より、市民福祉の向上及び市政発展に寄与するため、議会の役割と基本的事項を明示した「登米市議会基本条例」を施行し、これまで本条例に基づき、市民に開かれた議会、市民の役に立つ議会を目指して議会活動に取り組んできた。

議員各位及び執行部の理解の下で整えてきた議会基本条例に基づく仕組みを日々の議会活動の中で定着させ、機能させていかねばならない。

議会基本条例制定から 8 年経過し、本市議会の最高規範の検証を全議員で再確認しながら、令和元年度及び 2 年度の議会改革の取り組みを振り返り、その調査活動の成果を調査報告書としてまとめた。

### 【参考】

#### ■議会改革推進会議の概要

- ①名称 登米市議会改革推進会議
- ②所掌事務
  - ・議会基本条例の目的が達成されているかの検証及び見直し手続きに関すること。
  - ・議会機能のあり方に関すること。
  - ・その他議会の改革に関すること。
- ③会議の構成員 委員は会派から選出し、会派から選出する委員の数は、議長が協議により定める。

#### ④委員

委員長	關 孝	副委員長	曾根 充敏
委員	岩淵 正弘	委員	工藤 淳子
委員	中澤 宏	委員	田口 政信
委員	及川 長太郎	委員	八木 しみ子

## 2. 議会改革推進会議開催状況

今期の議会改革推進会議では、前期からの引継事項や、議会基本条例で規定されている取り組みについて、32回にわたり協議・検討を重ねてきた。

### ○議会改革推進会議開催状況

日 程		検 討 課 題
第1回	R1. 5. 15	➤ 正副委員長の互選
第2回	6. 26	➤ 年間活動計画について ➤ 議会における事務事業評価について
第3回	7. 3	➤ 議会における事務事業評価について
第4回	7. 12	➤ 議会における事務事業評価について
第5回	7. 19	➤ 議会における事務事業評価について
第6回	10. 4	➤ 議会改革推進会議の検討事項について ➤ 行政視察について
第7回	11. 11	➤ 行政視察について ➤ 今後の活動予定について
第8回	11. 21	➤ 行政視察のふりかえり ➤ 前会議からの引継事項について ➤ 傍聴しやすい環境づくりについて
第9回	12. 26	➤ 議会運営委員会からの検討依頼事項について ・一般質問における一人50分（執行部答弁時間を含む）の持ち時間のあり方について ・執行部組織改編に伴う常任委員会所管再編の考え方について ・議員定数の検討について ➤ 傍聴しやすい環境づくりについて
第10回	R2. 1. 10	➤ 議会運営委員会からの検討依頼事項について ・執行部組織改編に伴う常任委員会所管再編の考え方について ・議員定数の検討について ➤ 傍聴しやすい環境づくりについて
第11回	1. 29	➤ 傍聴しやすい環境づくりについて ➤ 議会運営委員会からの検討依頼事項について ・執行部組織改編に伴う常任委員会所管再編の考え方について ・議員定数の検討について
第12回	2. 21	➤ 議員定数の検討について

第 13 回	3. 6	➤ 議員定数の検討について
第 14 回	3. 19	➤ 議員定数の検討について
第 15 回	3. 26	➤ 議員定数の検討について
第 16 回	4. 9	➤ 議員定数の検討について
第 17 回	4. 17	➤ 議員定数の検討について
第 18 回	5. 28	➤ 議員定数の検討について
第 19 回	6. 16	➤ 議員定数の検討について
第 20 回	7. 1	➤ 一般質問における一人 50 分（執行部答弁時間を含む）の持ち時間のあり方について ➤ 傍聴しやすい環境づくりについて
第 21 回	7. 14	➤ 一般質問における一人 50 分（執行部答弁時間を含む）の持ち時間のあり方について ➤ 傍聴しやすい環境づくりについて
第 22 回	7. 31	➤ 一般質問における一人 50 分（執行部答弁時間を含む）の持ち時間のあり方について
第 23 回	8. 19	➤ 一般質問における一人 50 分（執行部答弁時間を含む）の持ち時間のあり方について
第 24 回	9. 1	➤ 議会基本条例の検証・評価について ➤ オンライン会議の体験
第 25 回	9. 24	➤ 議会基本条例の検証・評価について
第 26 回	10. 19	➤ 議会基本条例の検証・評価について ➤ オンライン会議体験のふりかえり
第 27 回	11. 6	➤ 議会基本条例の検証・評価について
第 28 回	11. 17	➤ 議会基本条例の検証・評価について ➤ 調査報告書について
第 29 回	12. 1	➤ 調査報告書について ➤ 議会改革推進体制の検討について
第 30 回	12. 7	➤ 調査報告書について ➤ 議会改革推進体制の検討について
第 31 回	12. 17	➤ 調査報告書について ➤ 議会改革推進体制の検討について
第 32 回	12. 24	➤ 調査報告書について

○先進地行政視察

視察日	視察先	視察内容
R1.11.13	京都府福知山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■政策形成サイクルの運用について</li> <li>■地域課題解決型キャリア教育について</li> </ul>
11.14	大阪府堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例の検証について</li> <li>■議会サポーター制度について</li> </ul>

○専門知見の活用

実施日	内 容
R2.2.12	「議員定数の考え方について」 山梨学院大学大学院 江藤俊昭教授との懇談

○議会運営委員会からの検討依頼（令和元年11月29日付け）

<p>①一般質問における一人50分（執行部答弁時間を含む）の持ち時間のあり方について ☞令和2年8月20日報告</p> <p>②執行部組織改編に伴う常任委員会所管再編の考え方について ☞令和2年3月19日報告</p> <p>③議員定数の検討について ☞令和2年6月30日報告</p>
---

### 3. 議会改革の取り組み状況について

これまでの議会改革に関する取り組み状況の確認を行った。

#### (1) 議会改革の取り組みについて

年度	内 容
H17	議会中継（ライブ中継・録画中継、庁内ライブ中継）を開始
H19	議長交際費執行状況、政務調査費収支報告をホームページで公表
H21	議会改革調査特別委員会の設置、発言席の設置
H22	会議録検索システム導入、議会改革討論会、市民との意見交換会を実施
H23	議会基本条例を制定
H24	議会議員政治倫理条例を制定、議会改革推進会議を設置
H25	議場内大型ディスプレイを設置、議案及び付属資料をホームページで公表
H26	空き家等の適正管理に関する条例を制定、通年議会の導入 議会基本条例の検証実施・報告
H27	議会中継映像ハイビジョン化対応
H28	タブレット端末の導入、議会基本条例の検証実施
H29	議会モニターを委嘱、フェイスブックでの情報発信を開始
H30	議会事務局2係体制に再編、法制担当職員を併任発令 政務活動費の領収書をホームページで公開 各常任委員会毎にロードマップ（年間活動計画）を作成 議会による事務事業評価を行い政策提言 議場活用事業（市民歌斉唱、議場見学、本会議体験等）を実施 議会基本条例（議決事項）の見直し・改正 市議会通信を発行
R 1	政策アドバイザー制度制定 スマートフォン対応中継・議会だよりにQRコード掲載 傍聴用資料として一般質問通告書を配付 議会による事務事業評価の内容を見直し評価実施し政策提言 市民と議会の意見交換会をワールド・カフェ方式で実施。 行政視察（議会運営・議会改革・広報公聴）を委員会等で受入対応 議場の年末大掃除 議員定数の考え方について検討開始
R 2	執行部組織改編に伴う常任委員会の所管の見直し実施 新型コロナウイルス対策の市独自支援の財源に充てる為議会費削減 政務活動費に交付額の特例に関する条例の制定 議員定数について「検討途中で様々な課題が見えて来たことから、現段階では判断せず、議会全体で『どんな議会を目指すのか』の議論を行い、今後も議員定数について検討を継続する」とした。 新型コロナウイルス対策を講じての議会運営 一般質問（議員質問25分。質問時間総枠50分）の試行

## (2) 第3者視点による本市議会の状況及び傾向

議会改革度調査 2019

(調査元：早稲田大学マニフェスト研究所)

【目的】 全国の議会改革がどのような状況・傾向にあるか。議会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし、善い政治を競う「善政競争」を促すもの。

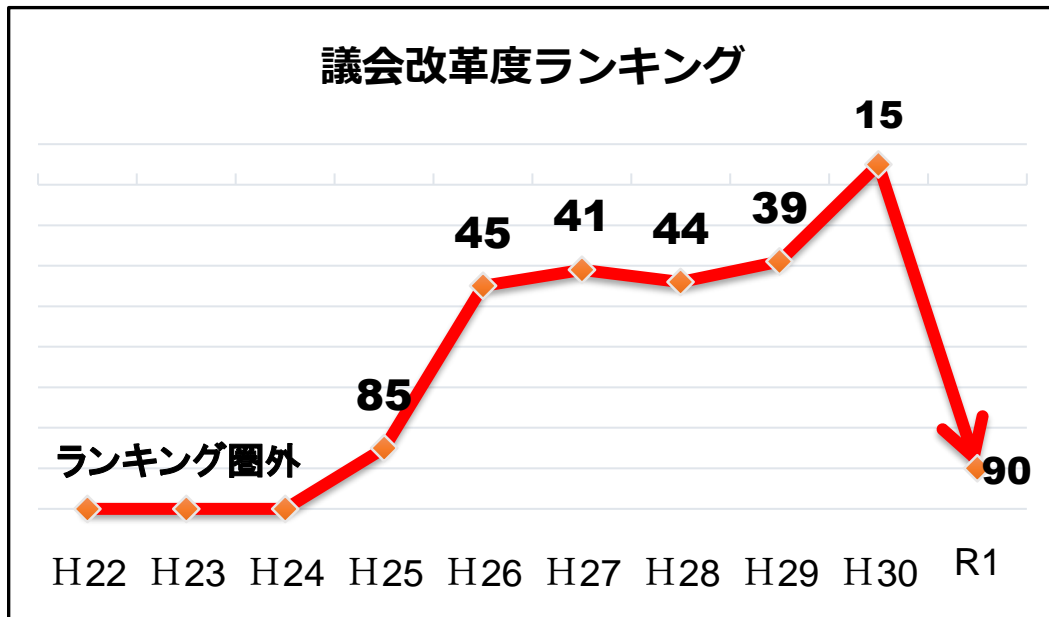
【調査の観点】 議会の果たすべき役割3つの柱について改革度合を数値化し、ランキング

情報共有・・・議会の情報が住民との間で共有できているか。情報の質と量、共有するタイミングを意識しているか。

住民参画・・・住民が議会に参画できているか。多様な参画の仕方や機会、多様な参画者が確保されているか。

機能強化・・・議会の監視機能、政策立案機能を発揮向上するための要件・資源を整備し活用しているか。地域や住民生活のために、よりよい自治体経営と地域経営の追求を目指して、話し合っていて決めているか。

【ランキング結果】 総合 90 位 (情報共有 546 位 / 住民参画 85 位 / 機能強化 72 位)



### 【2019 調査の分析】

2019 調査から、これまでの「議会がどのような活動をしているか。」から「議会活動が進化し地域経営に貢献するための活動になっているか。」が重要な視点となった。

これまででは、取り組んでいる項目が多ければランキングが上がる設問だったが、今回調査から、議会の取り組みにより「地域が良くなったか。」「地域課題や住民の不安が縮小したか。」「地域の未来を創造できたのか。」等について問われる設問に変わった。

本市議会は、多くの機能は有するものの、その活用が不十分な結果となった。



◆議会改革度調査から見る 本市議会のウィークポイント◆

【基本情報】

- ・長期欠席に伴う報酬の減額規程がない。

【情報共有】

- ・議会運営委員会・常任委員会等の中継、会議録や会議資料がネットや紙媒体で公開されていない。
- ・会議録の公開までの期間が長い。
- ・市民向けの議案等会議資料（日程・質問通告書・議案・その他資料）の公開が事後公開（当日含む）である。
- ・常任委員会行政視察の計画・目的の検討過程、視察計画が公開されていない。
- ・政務活動費の使途の透明性を確保するために、第三者のチェックがない。
- ・住民による評価が的確になされるような議員に関する情報を公開していない。（議員の選挙公約・マニフェストとそれらの検証、選挙公報、会議出席状況）

【住民参画】 ※ 市民が会議を傍聴する概念から、会議に出席し共に考える。

- ・会議への出席機会の制限がある。
- ・本会議や委員会で住民の発言機会がない。
- ・住民、地域団体、企業、学生、女性との対話・交流機会が少ない。

【機能強化】

- ・議会基本条例の評価と検証に、第三者（有識者・住民）の評価がない。
- ・議長任期を4年未満とする申し合わせや慣例がある。
- ・議長選挙にあたって立候補志願者の所信表明が非公式・非公開。
- ・議長立候補志願者の所信表明が議員・住民に届けられていない。
- ・副議長、議運や常任委員会委員長等も同様。決定までの過程が非公開。
- ・首長提出議案に対し、R1は修正案・付帯決議・意見・否決がなかった。
- ・地域課題をとらえた条例の制定・改廃がなかった。
- ・議員の自由討議が少ない。（本会議・陳情審査等）
- ・災害時の議員の行動指針は作成しているものの、ICT活用の規程がない。
- ・議会の行動指針の訓練を行っていない。
- ・外部との連携がない。
- ・タブレットはあるものの、活用が不十分。
- ・ウェブ会議や電子採決の活用がない。
- ・議会図書室が活用されていない。
- ・議員のなり手不足を解消するためのバリアフリーや不安解消がなされていない。

### (3) 議会基本条例 議員個人評価アンケート調査結果

【目的】 『議会基本条例』の趣旨を確認し、その思い・理念をこれからも継承していくために、議員全員で議会基本条例の検証を行い、議会改革推進会議での検証作業及び今後の取り組みの検討の参考にするもの。

※議員個人評価アンケートの内容は、別添のとおり。

【調査期間】 令和2年9月18日（金）～28日（月）

【調査対象】 議員25名

【調査方法】 アンケート用紙を配付、回収

【回収状況】 回収率100%

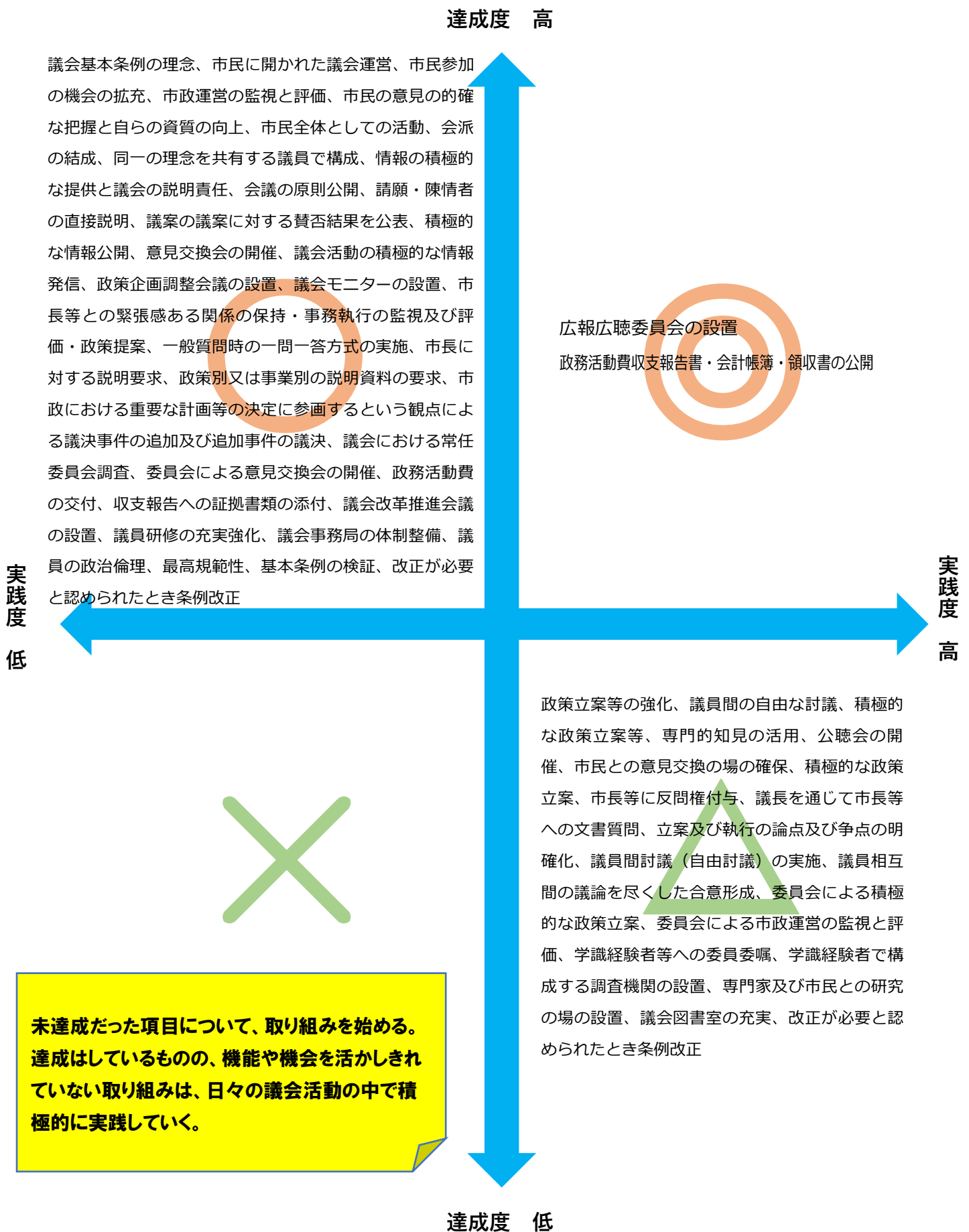
【アンケート結果について】

今回のアンケートでは、制定から8年経過した議会基本条例を再確認しながら、議員個人の取り組みの達成度を調査した。

質問全56項目に対する回答のうち、取り組みの達成度が「十分達成」としたものが2項目、「達成」としたものが39項目、「未達成」が16項目、「未実施」が0項目であった。（達成と未達成について同数回答有り。）

基本条例に基づく専門知見の活用や議会モニター等の仕組みや制度はあるものの、十分に活かされていない状態であることが分かった。また、議員の半数が「会派や委員会、市民意見を基にした政策形成が不十分」「議論を尽くして合意形成がなされていない」と感じており、議会本来の「話し合って決める」、「議論を尽くして結論を出す」話し合いが十分でない状況であることが浮き彫りになった。また、自由意見では、「議員は市民の代表であることをふまえ、部分最適（特定地域）よりも全体最適（市全体）の議論・判断をすべき」との趣旨の意見があった。

話し合って決める事は、たやすいことではない。議会は、市民のためにより良い結論を出すことが求められる。市民、議員同士、市長はじめ執行部との対話を丁寧に重ね、納得感を醸成しながら、基本条例に基づく仕組みや制度を、市民、議員、執行部と一緒に機能させていくことが必要である。



## 4. 検証結果

### 議会基本条例の検証

今回の条例検証にあたっては、議員全員からアンケート調査を行った。その結果や令和元年及び2年の議会改革の取り組みを参考に、取り組みの達成度（4段階）と今後の方向性（3段階）、さらに条例の改正の必要性の有無について、議会改革推進会議で検討を行った。

なお、条文毎の検証結果については、別添資料のとおり。

#### 【評価区分】

《達成度》			《方向性》		
評価区分	内容	該当	評価区分	内容	該当
◎	十分実践できている	4	拡充	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるもの。	5
○	実践しているが、取り組みが不十分	36	継続	評価項目については実施している。今後も引き続き実施していくもの。	29
△	あまり実践できていない	15	改善	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるもの。	21
×	実践できていない	0			

（注）評価項目を条文でまとめた箇所があり、議会改革推進会議での評価と、議員個人評価アンケートと達成度の合計が一致しない。

【今後の改善点】 今後の方向性「改善」の評価項目について、具体的な改善の取り組み

#### □議会の活動原則活動（第2条第3項・第4項）

##### 政策立案等の強化・市政運営の監視と評価

→議員一人ひとりが認識し合議体としての議会の機能・役割を果たして行く。

#### □議員の活動原則（第3条第1項・第2項）

##### 議員間の自由な討議の推進

→議員間討議のルールを確認し、積極的に取り組む。

##### 市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上

→開かれた議会・分かりやすい議会を目指し、引き続き市民意見の把握と資質向上に努める。

#### □会派（第4条第3項）

##### 積極的な政策立案等

→政務活動費の使途・運用を再点検するとともに、有効活用に努める。

→視察や研修の内容を議会や執行部と共有し、政策立案に役立てる。

→会派での専門知見の活用を進める。

□市民参加及び市民との連携（第5条第2項・第3項・第5項）

**会議の原則公開**

- 常任委員会の会議の録画・配信設備、会議録等情報公開の体制を整備する。
- 委員会中心主義制への転換を進め、委員会審査の充実を図る。

**専門的知見の活用・公聴会の開催**

- 議会として独自に調査し、議会審議で役立てることを再認識する。
- 専門的知見を基にした、議会としての意思決定を行う。

**市民との意見交換の場の確保・積極的な政策立案**

- 常任委員会毎の各種団体との意見交換会での意見を基に、適切に政策提言に結びつけられるよう、委員会で目標を設定し調査を行う。
- 委員会報告書等を活用し、積極的に政策提言を行う。

□広報・広聴活動（第6条第2項）

**積極的な情報公開**

- フェイスブックの投稿を常任委員会毎に行い、こまめに情報発信する。
- 現在の事務局発の情報発信を、常任委員会や議員が主体的に行う。

□政策企画調整会議（第7条第1項）

**政策企画調整会議の設置**

- 会派・委員会・議員が調査しまとめた提案を、政策企画調整会議で集約しブラッシュアップさせ提言する政策立案スタイルを確立させる。
- 協議内容が共有されていない現状、会派・議員間の情報共有を図る。
- 会派に属さない議員への情報共有が不十分であることから、情報共有の仕方を工夫する。

□議会モニター（第8条第1項・第2項）

**議会モニターの設置**

- ソフト面の改善はだいぶ行って来ているが、ハード面が実現困難な現状。できる範囲内で更なる改善を行う。
- 議会モニターと議会が話し合いの場を数多く設け、議会の考え方等を伝える機会を作る。

□市長等との関係（第9条第4項）

**議長を通じて市長等への文書質問**

- 文書質問制度のルールがないことから、運用基準を設ける必要がある。

□市長による政策等の形成過程の説明（第10条第1項・第2項）

**市長に対する説明要求8項目・立案及び執行の論点及び争点の明確化  
執行後における政策評価に役立てる審議**

- 引き続き、8つのポイントを踏まえた説明を求め、しっかり議論していく。

□議員相互間の討議（第13条第1項・第2項）

**議員間討議（自由討議）の実施・議員相互間の議論を尽くした合意形成**

- 議員（委員）間討議は委員会等で行われているものの本会議で実施がない。  
議員と議員による自由討議の実践の場を増やす。
- 賛否両論がある中で討論前のワンクッションとして行うのがベスト。先例や  
会議規則等で進め方を規定し、議長等の進行の中で自由討議の習慣づけして  
いく。
- 委員会中心主義制での委員会審査になれば、なぜその結論に至ったのか、議  
論の過程で自由討議は必要となる。委員会の中で積極的に取り組んでいく。

□委員会等の適切な運営（第14条第2項）

委員会による積極的な政策立案・委員会による市政運営の監視と評価

→議会毎に施策についてふりかえりを行い、適時に提言していく。

□議会改革推進会議（第16条第2項）

学識経験者等への委員委嘱

→学識経験者の専門知見の活用も検討する。

□調査機関の設置（第17条第1項・第2項）

学識経験者で構成する調査機関の設置・調査機関への議員参加

→議会として独立した調査機関が設置できる事を共有し、客観的な知見を参考  
に、議会の意思決定に結びつける。

□議員研修の充実強化（第18条第2項）

専門家及び市民との研究の場の設置

→専門家及び市民との研究の場の持ち方について検討する。

【条例の見直し】

改正の必要	なし
条文の追加	☞災害時の対応 ※条文案は別添資料のとおり。
<p>（追加の理由）</p> <p>令和元年の東日本台風、令和2年には新型コロナウイルス感染拡大と、安全安心な市民生活が脅かされた。自然災害による甚大な被害や社会不安の中でも議会機能を維持しながら、議会として活動を継続させていく必要がある。</p> <p>議会の災害時の活動を条文に盛り込み、議会（議員）が災害時にどう動くべきか明確にすべきとの意見があった。</p>	

## 引継事項の検討結果

### 前期からの今期へ

前期の議会改革推進会議からの引継事項であった、「議会活動の見える化」、「議会モニターの充実」、「一般質問と答弁について」、「事務事業評価を中心とした政策形成サイクルの充実」、「委員会代表質問制の導入」の5点について検討した。

#### (1) 議会活動の見える化

##### 【引継内容】

議会だよりやホームページ、フェイスブック等で、議案審議、一般質問、常任委員会活動、意見交換会等の活動を分かりやすく市民に伝える工夫を。

##### 【現状】

- |       |  |
|-------|--|
| 議会だより | ・ 議会だよりを年4回発行するとともに、議会広報にQRコードをつけ、議会の審議に触れられるようになった。 |
| SNS   | ・ ホームページやフェイスブックで議会の情報を発信している。                       |
| 意見交換会 | ・ 市民や団体との意見交換会をワールドカフェ方式で行い、参加者と議会が話し合うことができた。       |

##### 【問題】

- |       |  |
|-------|--|
| 議会だより | ・ 議会だよりが議員の一般質問の報告がメインとなっており、議会活動（常任委員会の調査や意見交換会、議会改革の取り組み等）の紹介が少ない。 |
| SNS   | ・ フェイスブックの投稿を議会事務局が行っており、更新が遅くなりがちで、会議・行事の報告となっている。                  |
| 意見交換会 | ・ 年に一度の意見交換会をワールドカフェ方式で行ったが、対面式意見交換会よりも参加者が少なかった。                    |

##### 【課題】

- |       |   |
|-------|---|
| 議会だより | ・ 議員の発言よりも、議会で議論が集中した議決（条例や予算・決算等）が、市民生活にどう反映されるか、毎日の暮らしがどう変化するか等お知らせや追跡する等、決まったことを分かりやすく伝える。 |
| SNS   | ・ 議会の取り組み（政策提言や国・県への要望活動、議会改革の取り組み）を特別号として発行する。   |
| SNS   | ・ 委員会調査や活動をタイムリーに情報発信するために、フェイスブックの投稿を各常任委員会毎に行い、内容の充実を図る。                                    |
|       | ・ ホームページに公開している議案を、抜粋でなく全部公   |

開を検討する。

### 意見交換会

- ・旧町域にこだわらず、市全体で意見交換の機会を設け多様な意見を聞く。
- ・対面式での従来の意見交換会、対話形式でのワールドカフェ方式での意見交換会、参加者やテーマによって、意見交換の手法を使い分ける。
- ・地区の課題は、区長会や総合支所から情報収集し把握する方法もある。

## (2) 議会モニターの充実

### 【引継内容①】

親しみやすい議会になるために、議会運営委員会を中心に議会モニターから頂戴した意見を取り入れ、改善につなげる。

### 【現状】

- ・議会モニターから頂戴した意見を基に、親しみやすい議会、分かりやすい議会を目指し、改善を行った。
  - ◆議会中継スマートフォンへの配信
  - ◆議会だよりにQRコード掲載
  - ◆一般質問通告書の写しを傍聴用資料として配付
  - ◆招集議会前に市民歌斉唱
  - ◆議場活用（議場見学、模擬議会、総合学習の発表）
  - ◆傍聴席にクッション準備
  - ◆議会モニターと議会運営委員会委員との意見交換を実施

### 【問題】

- ・現行の議会モニターは公募のため、なり手不足。再任が多くなっており、活用が不十分。
- ・議会モニター意見で多く寄せられている施設設備に関する意見・要望は、改善対応が出来ない。
- ・議会モニター意見が十分に共有されず、改善につながらない。

### 【課題】

- ・公募が低調なのであれば、議長推薦や団体推薦を検討する。
- ・議会内で、全体共有と改善サイクルを回す場を設定する。
- ・限定テーマでモニターを募集する。

### 【引継内容②】

フリーモニター制度（無作為抽出）の研究。

### 【現状】

- ・年度毎に募集（公募）し、議会モニターを委嘱している。



### 【問題】

- ・フリーに意見を聞くことは、一部の声を拾いかねない。
- ・どれほど回答が来るかわからない事柄に対し、労力を割くことができるか。

### 【課題】

- ・議会として、必要性を検討する。
- ・アンケートフォーム等を活用し、ホームページ上で意見収集する環境を整備する。
- ・現行モニターの活用や充実が最優先である。

## (3) 一般質問と答弁について

### 【引継内容①】

質問時間の制限について調査研究し、議論の質を高める条件整備を検討する。

☞議会運営委員会へ検討結果報告済み。

### 【引継内容②】

一般質問を通告してからの期間の短縮と、議会日程全体の見直し

### 【現状】

- ・一般質問通告期間は5日間
- ・通告締め切りから一般質問初日までは答弁調整で8日間

### 【問題】

- ・一般質問の通告が最終日に集中している。

### 【課題】

- ・質問テーマや内容の重複を防ぐため、通告期間に受付状況をタブレットで情報を共有する。
- ・会派で事前打ち合わせ等行い、重複質問を避ける。

## (4) 事務事業評価を中心とした政策形成サイクルの充実

### 【引継内容】

常任委員会による深掘り調査として定着させていく。

☞令和元年度において見直しを行い、今期も取り組んでいる。

### 【課題】

- ・委員会評価を出すまでに必要な調査時間を確保し、委員会内での議論を深める。
- ・年間活動計画作成時に事務事業評価のテーマや調査時期を明確に盛り込み、委員会の深掘り調査として主体的に取り組む。

- ・毎年度の決算や翌年度の予算と連動させる。

## (5) 委員会代表質問制の導入

### 【引継内容】

議会の組織的な活動から生じた質問を、執行部に問い質せる体制を調査研究する。

### 【現状】

- ・委員会調査等から生じた質問を、議員個人で行う一般質問で問い質している。

### 【問題】

- ・委員会中心主義の議会運営で行うのであれば有効であるが、現行の本会議中心主義では、その意義や効果は薄い。
- ・一般質問、代表質問とのすみ分けが出来ない。

### 【課題】

- ・議会全体で委員会中心主義制の理解を深める。
- ・委員会審査を充実させる。
- ・議会全体で問題共有できるようにする。

## 議会運営委員会で検討され、執行部と調整が必要な事項

### ➤ 反問権の行使についてルール化

議会と執行部に緊張感が生まれ、議論の深まりが期待できる。

「一般質問の持ち時間の考え方」の検討の中で協議し、内容については議会運営委員会へ報告済み。

### ➤ 議会運営委員会の構成委員選出の見直し

平成 30 年度までは 2 人会派から出ず、会派に属さない議員から議会運営委員会の委員が選出されていた。その状況は、令和元年度委員会構成替えの際に解消されたが、改選毎に選出方法を議論するのではなく、選出基準を明確にした方がよい。

## 今期から次期へ

今期議会改革推進会議では、議員定数の考え方や一般質問の持ち時間に関する検討等、議会のあり方について協議検討する機会に恵まれた。議会の最高規範を顧みながら、議会基本条例で謳う議会の取り組みを推進するために、次期議会改革推進会議には、次の事項について引き続き調査検討を望むものである。

## (1) 本会議中心主義から委員会中心主義への転換

現行の本市議会会議規則では、発言は通告制、議会運営は本会議中心主義で行う規定となっている。

多くの市議会では、委員会中心主義制で議会運営がなされており、委員会調査を経て審議し、委員会としての意思決定を行っている。本市の予算規模からすると、委員会で各分野を専門的に議案審査しないと審議が十分とは言い難い。本会議だけで議決するよりも、委員会の専門性を活かした委員会審査や調査を行う方が、効率的で議論がより深まる。

「委員会審査独立の原則」に基づく、委員会中心主義での形式にとられない自由な審議を行い委員会審議の活性化が必要である。

長年行ってきた本会議中心主義での議会運営から、委員会中心主義へ体制を変えていくには、議員・議会、執行部との共通理解が重要である。

併せて、委員会付託の割り振りや委員会審議の流れ等についてルール化、本会議と同等の中継・録画の施設設備、会議録作成や委員会運営にあたる職員体制等、執行部も交えた事前準備が必要である。

## **(2) 会派の議会活動グループから政策形成チームへのステップアップ**

議員個人評価アンケート結果にあるように、会派は結成しているものの、会派内や会派間の情報共有、市政に関する議論が不十分で、政策形成に発展していないのが現状である。

委員会での調査内容、会議等の内容を会派内にフィードバックし、情報や資料を個人のものとはせず互いに共有し、チームとして活かしていくことが重要である。

市民の声を吸収し議員の知恵が集まり、相乗効果が発揮されるためには、議会内で討議の場が確保されることが重要である。議員の机や会派の部屋がない等の問題は、大規模な施設改修が必要で、すぐには叶わない。しかし、議会図書室や委員会室、議員控室の活用やレイアウトの工夫等で対応できる場面もある。話し合う場の工夫や雰囲気醸成が必要である。

また、会派は委員会構成の基礎となるものである。議会内の情報伝達系統であることから、会派内での情報共有や伝達を徹底させ、議員個人から会派として行動すべきである。

地方分権下では、いかに市民の意見を議会での協議の場にあげ、解決までの意見をどのように集約し、皆が納得する結論を導き出すか、丁寧な合意形成が必要である。議員個人の意見ではなく、議会としての意思として表明するために、議案審議や政策に関する下準備を行い、政策討議を重ね、政策形成できる会派を目指すべきである。

## **(3) 議会でのICT活用**

議会では、ペーパーレスを目的にタブレットを導入したが、活用されているとは言い難い状況である。コロナ禍、常任委員会をオンラインで

行う等、議会の会議にICTを用いることが可能となり、災害時や感染症拡大時には有効であることが実証されている。

まずは、議会内の連絡手段として全議員でのタブレット利活用を進め、クラウドでデータを共有化する。併せて、委員会や会派等でオンライン会議を行い、本会議以外の会議に参集が困難な場合の代替手段として、タブレットの利用範囲を拡大する。そして、災害時には情報伝達の手段として、議員や事務局との連携、地域や市全体の被災状況の把握等をタブレットで行う。

また、本会議中心主義から委員会中心主義への転換が検討されている。その際の施設整備や事務局体制の課題とされる、委員会の会議の音声や映像の記録、会議録の文字起こし作業を、リモート機能を使うことで経費を抑えながら実現することも可能となる。

議会活動の様々な場面で活用することで、タブレット導入の効果が表れる。多様な世代で構成される議会だからこそ、その便利さを互いに伝え合い、サポートすることも議会のICT活用には不可欠である。

#### **(4) 政務活動の見える化**

各会派や会派に属さない議員に対し政務活動費が支給され、様々な活動が行われている。政務活動費の執行管理にあたっては、政務活動費事務取扱要領やマニュアルを作成、手続きや運用基準を定めている。

手続きにおいて、行政視察の調査申出書や調査報告書等は手続き期限を設けているものの守られておらず、調査報告書の内容にもばらつきがある。政務活動を市民に公表する内容について、議会全体で共通認識が必要である。

また、このコロナ禍で、これまで行政視察中心の活動であった政務活動を見つめ直す機会となった。議会報告や意見交換の開催、広報紙の発行等地域での政務活動の内容や政務活動費の使途についても、説明責任を果たすよう努める。

### **議会改革を進めるための取り組み**

#### **➤ 議会改革推進施策**

##### **(1) 本会議中心主義から委員会中心主義への転換**

- 議会全体での委員会中心主義の理解促進
- 本会議における発言通告制の実施と徹底
- 委員会中心主義の議会運営とする会議規則の改正
- 委員会中心主義に向けた執行部との調整
- 会議室や中継・録画等の施設設備の整備
- 議会事務局の委員会サポート体制の見直し

- 委員会中継（録画）配信の整備
- 会議録作成と会議録検索の整備

## **（２）会派の議会活動グループから政策形成チームへのステップアップ**

- 会派内での各種会議・委員会等内容のフィードバックの徹底
- 会派間及び会派に属さない議員との情報共有と連携
- 会派内、議会内の対話の活性化
- 会派で一般質問の検討、議案等精読や協議の実施
- 会派で政策討議の実施
- 政策討議の場として、議員控室の活用やレイアウト変更
- 政策形成サイクルの再確認（参照：22頁（参考）フロー図）

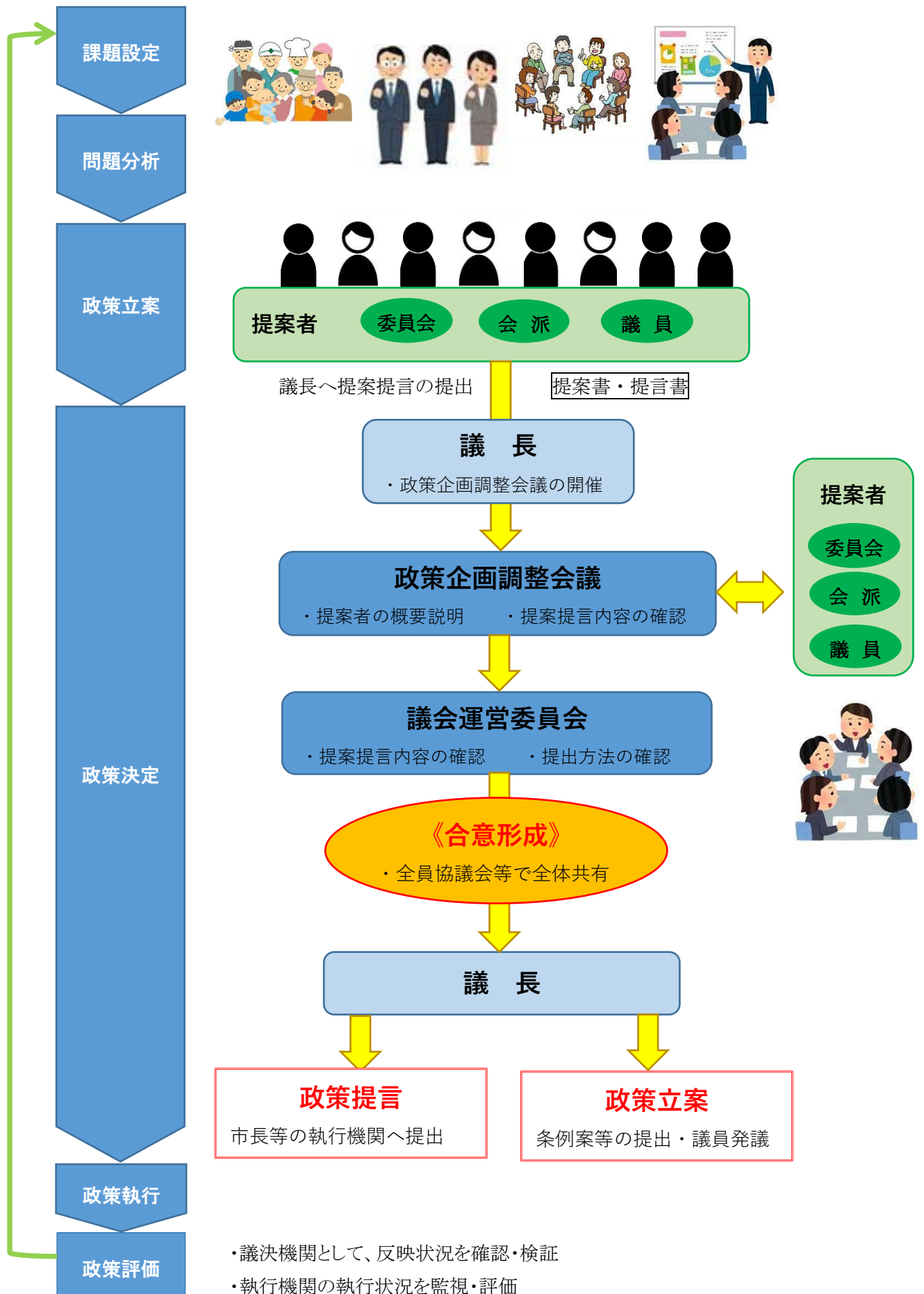
## **（３）議会のICT活用**

- 議会事務局からの事務連絡をタブレット（メール）に一般化
- タブレット活用週間または月間を設定
- タブレット操作研修の実施
- タブレット活用の議員間サポート体制
- 議会資料の共有化
- 本会議以外の会議で参集できない事態を想定したオンライン会議の体験
- オンライン会議実施に向けたマニュアル作成
- 災害時の情報共有と連絡会議の体験
- 災害時行動基準に、タブレット等ICTの活用を盛り込む
- 議会フェイスブックの投稿を常任委員会毎に実施

## **（４）政務活動の見える化**

- 政務活動費の事務及び会計処理の周知徹底
- 市民が分かりやすい調査報告書の作成
- 調査報告書等提出期限の検討を含む、政務活動費交付事務取扱要領の見直し
- 視察中心の活動から地域で議会報告会や意見交換会等の開催
- 政務活動費の執行管理における会派内での役割分担
- 市民や職員、議員を対象とした行政視察報告会の実施

(参考) 政策形成機能の強化に向けて **政策提言・政策立案のフロー**



## 7. おわりに

我々議会の最高規範である議会基本条例に掲げる理念は崇高で、議員・議会がその取り組みをどのように実践させていくかが大切である。

議会基本条例を制定以来、今回初めて全議員で議会基本条例を振り返った。個人評価アンケート結果でも明らかなように、政策形成や議員間討議などの『話し合っただけ』が、議会の中で十分に行われていない現状であることが分かった。議員個人の意見のままとせず、多様な対話の機会を得ながら、解決に向け執行部の理解や取り組みを引き出す深い議論が必要である。

市民に信頼される議会として進むべきは、政策グループをしっかりと組み立てるということだ。会派では調査や議論を行い、常任委員会において、政策を作り上げ『政策形成サイクル』を築き上げ、それを実際に動かしていくことが肝要である。

議会改革は、まだまだ道半ばである。市民と議会の情報共有も課題の一つだ。市民への伝達の質を向上させるのも議会の責務である。この課題に正面から立ち向かう姿勢が必要である。

今期の議会改革推進会議は、全議員で取り組める活動を目指し、会派での丁寧な話し合いを重ねて来た。

議会基本条例に基づき整えられてきた議会の仕組みが、個々の機能の部分最適で終わることなく、議会全体で最適化させるべく、チーム登米市議会としての取り組みをさらに進めていきたい。

## 議会の本来的役割

意思決定機関

監視機関

民意の集約機関

政策提案機関



議会改革とは、

本来の議会の役割を果たすための仕掛けづくりです。





登米市議会基本条例第 25 条に基づく  
検 証 結 果 表

## ○議会改革推進会議における評価結果

登米市議会基本条例の条文毎に、評価項目を設定し、現在の取組状況を踏まえ、取組の達成度と今後の方向性について、議会改革推進会議委員がそれぞれ主観評価を行った。その後、議会改革推進会議において、議会基本条例の委員間討議を行いながら一つ一つ検証した。

評価項目に対する具体的な取り組みを踏まえ、下記の評価区分により「達成度」と今後のあり方を「方向性」として整理した。

《達成度》	
評価区分	内 容
◎	十分達成している
○	達成している
△	未達成。取り組みが不十分
×	未着手

《方向性》	
評価区分	内 容
拡充	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの拡充、拡充の検討が必要と思われるもの。
継続	評価項目については実施している。今後も引き続き実施していくもの。
改善	評価項目については実施しているが、今後も引き続き実施していくにあたり、何らかの改善、改善の検討が必要と思われるもの。

登米市議会議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年9月)

議会基本条例 該当条文	評価項目	検証チェック項目	評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	見直し	
第1条 目的						
この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	議会基本条例の理念	①登米市議会基本条例の目的を果たしているか	○	継続	否	
第2条 議会の活動原則活動						
(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	市民に開かれた議会運営	①公平性、公正性を確保した活動ができているか	○	継続	否	
(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見（以下「市民の意見等」という。）を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充	②市民の意見等を政策形成に反映させるため、市民参加の機会の拡充に努めているか	○	拡充	否	
(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言（以下「政策立案等」という。）の強化に努めること。	政策立案等の強化	③市民の意見等をもとに、政策立案等の強化に努めているか	△	改善	否	
(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市政運営の監視と評価	④市民の立場から、市政運営を監視・評価しているか	○	改善	否	
第3条 議員の活動原則						
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員間の自由な討議の推進	①言論の府、合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を行っているか	△	改善	否	
(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。	市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上	②市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握しているか	△	改善	否	
		③自己の資質を高めるため不断の研さんに努めているか	○	継続	否	
		④市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をしているか	○	継続	否	
(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。	市民全体の代表としての活動	⑤議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しているか	○	継続	否	
第4条 会派						
議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成	①政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成しているか	○	継続	否	会派の構成 【R1】6会派 大地の会(7)、新・立志の会(5)、登米・みらい21(3→2)、太陽の会(2) 日本共産党市議団(2)、令和の会・登米(2) 【R2】5会派 大地の会(7)、新・立志の会(5)、太陽・みらい21(4)、日本共産党市議団(2)、令和の会・登米(2)
会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	同一の理念を共有する議員で構成					
会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	積極的な政策立案等	②会派で政策立案等を積極的に行っているか	△	改善	否	会派の行政視察で調査した内容を一般質問等で取り上げ、議員や執行部に情報共有と課題提起を行った。
第5条 市民参加及び市民との連携						
議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	情報の積極的な提供と議会の説明責任	①市民に積極的に情報を提供し、説明責任を果たしているか	○	拡充	否	本会議の会議録と動画を公開している。委員会の会議録と動画は公開していない。 HPに議会日程、議案、提案理由書、予算書（抜粋）を公開している。 議会報告会を各地域で行っている。 【R1】9会場、参加者62人（ワールドカフェ方式で実施） 【R2】新型コロナウイルス感染症の影響により意見を募集する。

登米市議会議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年9月)

議会基本条例		評価項目	検証チェック項目	評価			具体的な取り組み
該当条文				達成度	方向性	見直し	
第5条	議会は、定例会のほか、全ての会議を原則公開とする。	会議の原則公開	②全ての会議を原則公開としているか	○	改善	否	本会議は原則公開の取り扱い。常任委員会等は議長及び委員長の許可により傍聴を認めている。 【R1】・総務企画 ・教育民生 ・産業建設 ・予算特委 ・決算特委 ・公共施設特委 ・議運 ・全員協議会 【R2】・総務企画 ・教育民生 ・産業建設 ・予算特委 ・決算特委 ・公共施設特委 ・議 運 ・全員協議会
	議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用 公聴会の開催	③専門的事項に係る調査や公聴会・参考人からの意見聴取を活用し、市民の意見等を議会の討議に反映されるよう努めているか	△	改善	否	実績なし
	議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	④請願・陳情審査では、請願者や陳情者から趣旨説明を受ける機会を設けているか	○	継続	否	請願・陳情の受理件数 (※取扱年度で集計) 【R1】 請願一件、陳情14件、直接説明一件 【H30】 請願一件、陳情6件、直接説明一件
	議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	市民との意見交換の場の確保 積極的な政策立案	⑤議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保しているか ⑥議員の政策立案能力を強化し、積極的に政策立案を行っているか	○ △	継続 改善	否 否	意見交換会を各地域で行っている。 【R1】 9会場 参加者62人 (ワールドカフェ方式で実施) 【R2】 新型コロナウイルス感染症の影響により意見を募集する。寄せられた要望意見とその対応方法について公開している。 常任委員会で、各種団体との意見交換会を行った。 【R1】 総務企画1回、教育民生1回、産業建設4回 【R2】 総務企画一回、教育民生5回、産業建設1回
第6条 広報・広聴活動							
	議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案の議案に対する賛否結果を公表	①議会は、市政に係る情報を市民に提供し、議案に対する各議員の賛否を公表しているか	○	継続	否	ホームページ及び議会だよりで公表している。
	議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	積極的な情報公開	②議会は、市民が議会や市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか	○	改善	否	○議会広報 【R1】 5・11月発行号は28頁、8・2月発行号は20頁、特集頁を編集 (子供議会、台風19号被害) 【R2】 5月発行号は24頁、8月発行号は20頁、特集頁を編集 (登米総合産業高校との意見交換会) ○ホームページ ○フェイスブック ○会議録検索 ○動画検索
	議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場 (以下「意見交換会」という。)の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	意見交換会の開催	③議会は、市民の意見等を把握するため、意見交換会等の広聴活動を積極的に行っているか	○	継続	否	【R1】 ①地域公共交通 ②子ども子育て ③登米市の産業 (ワールドカフェ方式で実施) 【R2】 ①高森パークゴルフ場、チャチャワールドいしこし ②登米市のコロナ禍における学校行事の考え方 ③市内の産業を活性化するには (新型コロナウイルス感染症の影響により意見を募集する)
	議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置	④広報・広聴活動の充実を図るため、広報広聴委員会を設置し、活動しているか (設置規程有り)	◎	継続	否	設置済
	前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	⑤広報広聴委員会のみならず、議会活動に関して情報発信しているか	○	継続	否	制定済

登米市議会議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年9月)

議会基本条例 該当条文	評価項目	検証チェック項目	評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	見直し	
第7条 政策企画調整会議						
議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	①広聴活動に基づく政策立案等を行うため、政策企画調整会議を設置し、意見や政策提言への議会としての対応方針を協議しているか（設置規程有り）	○	改善	否	情報共有、政策提言等に関する協議の場として開催している。 【R1】3回 【R2】3回
前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会からの要望・意見や政策提言等に関して、常任委員会等の情報共有や議員間討議の機会を作っているか	○	継続	否	制定済
第8条 議会モニター						
議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置	①議会運営に市民意見等を把握させるため、議会モニターを設置し、市民意見等を聴取しているか（設置規程有り）	○	改善	否	平成29年度から試行実施、平成30年度本格実施している。 【R1】12人委嘱 【R2】10人委嘱 議会運営や親しみやすい議会について意見を頂戴し、実現可能なものから改善している。
前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会モニターからの意見を共有し、議会運営や議会活動の改善が行われているか	○	改善	否	制定済
第9条 市長等との関係						
議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価・政策提案	①市長等と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行っているか。政策立案等により市政の発展に努めているか	○	継続	否	令和元年度、議会による事務事業評価を行い、政策提言した。 令和2年度も各常任委員会において評価、政策提案作成中。
定期議会における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答方式の実施	②一般質問は論点や争点を明確にするため、一問一答方式が行われているか。	○	継続	否	導入済
議長から定例会又は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	市長等に反問権付与	③市長等の反問権の行使はあるか	○	継続	否	付与済 反問権行使実績 【R1】実績なし 【R2】実績なし
議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じて市長等への文書質問	④文書質問は行われているか	○	改善	否	【R1】実績なし 【R2】実績なし
第10条 市長による政策等の形成過程の説明						
議会は、市長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 (6) 関係する法令並びに条例及び規則（以下「条例等」という。） (7) 財源措置 (8) 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求(1)～(8)	①政策等について、第10条に列記する説明を求めているか	△	改善	否	各常任委員会、特別委員会、全員協議会において事前説明している。

登米市議会議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年9月)

議会基本条例 該当条文		評価項目	検証チェック項目	評価			具体的な取り組み
				達成度	方向性	見直し	
第10条	議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。	立案及び執行の論点及び争点の明確化 執行後における政策評価に役立てる審議	②政策等の審議で、立案や執行の論点や争点を明らかにし、さらに執行後の政策評価に役立っている審議に努めているか	△	改善	否	今年度、事務事業評価を行い、政策提言する。
第11条	政策説明資料の提出要求						
	議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求	①予算や決算の審議にあたり、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めているか	○	継続	否	一般質問及び議案に対する資料請求の申出を議長宛行っている。 【R1】25件請求 【R2】9件請求
第12条	議決事件						
	法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1)登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)登米市行財政改革大綱の策定、変更又は廃止 (3)登米市環境基本計画の策定、変更又は廃止 (4)原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結又は解消	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	①議会が意思決定機関として、市政に参画する観点から議決事件を定めているか	○	拡充	否	【R1】実績なし 【R2】実績なし
第13条	議員相互間の討議						
	議会が討論の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議（自由討議）の実施	①市長等の出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議による議会運営を行っているか	△	改善	否	常任委員会等において、委員間討議を実施した。
	議員は、定例会及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成	②議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めているか	△	改善	否	
第14条	委員会等の適切な運営						
	議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査	①委員会等の専門性や特性を生かし、適切な運営に努めているか	○	継続	否	令和元年度及び令和2年度、年間活動計画を作成し、それに基づき委員会活動を行った。 委員会活動の報告は、定期議会毎に行っている。
	委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	委員会による積極的な政策立案 委員会による市政運営の監視と評価	②政策立案等を積極的に行い、市政運営の監視評価を行っているか	△	改善	否	【R1】政策提言実施 【R2】政策提言実施予定
	委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催	③政策等に係る調査及び審査経過を説明し、意見交換会の積極的な開催に努めているか	○	継続	否	【R1】総務企画1回…市納税組合 教育民生1回…教育委員 産業建設4回…産業振興会、登米総合産業高校、(株)いしこし、振興協同組合 【R2】総務企画一回 教育民生5回…津山っ子の会、登保協、市老連、ほっとスペースわか、教育委員 産業建設1回…振興協同組合

登米市議会議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年9月)

議会基本条例 該当条文	評価項目	検証チェック項目	評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	見直し	
第15条 政務活動費						
会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付	①政務活動費の交付に関する条例により交付を受けているか	○	継続	否	月額25,000円/人 【R1】5会派、4議員へ交付 月額12,500円/人 【R2】5会派、4議員へ交付 (新型コロナウイルス感染症による生活及び経済への影響を鑑み、市の支援対応に係る経費に充てることを目的として、暫定的に減額する条例を制定した。)
政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	②透明性を確保するとともに適正に執行しているか	○	継続	否	収支報告書、会計帳簿、支出全ての領収書の写し、政務活動費マニュアルをHPで公開している。
議会は、政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類を公開する。	収支報告書、会計帳簿、領収書の公開	③収支報告書や証拠書類を公開しているか	◎	継続	否	会計処理のチェックは議会事務局で行っている。
第16条 議会改革推進会議						
議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	①議会改革に継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置し、活動しているか(設置規程有り)	◎	継続	否	2年任期終了時に調査報告書を提出し、議会改革の取り組みについて共有している。
議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱	②学識経験を構成員としているか	△	改善	否	実績なし 必要に応じて委嘱する。
第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	③議会内の合意の下、議会改革の取り組みがなされているか	◎	継続	否	制定済
第17条 調査機関の設置						
議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置	①市政の課題に関する調査のため、学識経験者等で調査機関を設置し、議員が構成員となっているか	△	改善	否	実績なし 必要に応じて調査機関の設置する。
議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	調査機関への議員参加					実績なし
第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定					
第18条 議員研修の充実強化						
議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化	①政策形成や立案の能力向上のため、議員研修の充実強化に努めているか	○	継続	否	・登米市議会主催議員研修会 【R1】「令和時代の地方議会」～議会の役割と議会力～ 山梨学院大学大学院 教授 江藤俊昭氏 【R2】「市議会・議員の役割」～話し合っ決めていくことのあるべき姿～
議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置	②各分野の専門家や市民との研究の場を積極的に設けているか	△	改善	否	・宮城県市議会議長会主催研修会や一関市・栗原市・登米市三市交流会等で研修している。 ・市民との研究の場は、実績なし
第19条 議会事務局の体制整備						
議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	①議会事務局の調査や法務に関する機能の充実強化に努めているか	○	継続	否	令和元年度及び令和2年度、市当局と併任発令により法制執務担当が配置された。
第20条 議会図書室						
議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	①議会図書室の充実に努めているか	△	拡充	否	議会図書室の室内を整理整頓、図書資料の整理を行った。 議会活動に役立つ参考図書を購入し、各種資料や図書内容の紹介を行った。

登米市議会議会基本条例第25条に基づく検証結果表

(検証対象期間：平成31年4月～令和2年9月)

議会基本条例 該当条文	評価項目	検証チェック項目	評価			具体的な取り組み
			達成度	方向性	見直し	
第21条 議員定数						
議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正	議員定数は条例により定めることを規定するものであり、評価の対象外とする。				H25. 4. 29～ 議員定数26名
議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員定数を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。				令和元年度に会派の申し出から「議員定数の考え方」について検討。議会運営委員会からの検討依頼により、議会改革推進会議で現状把握、近隣比較、議員定数の考え方を調査し、登米市議会の定数の考え方をまとめ、2案を議会運営委員会に報告。議会運営委員会では、拙速に結論を出さずに、今後も継続して議員定数の検討を行うとした。
議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員定数を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。				実績なし
第22条 議員報酬						
議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定	議員報酬は条例により定めることを規定するものであり、評価の対象外とする。				H25. 4～ 議長：491,000円、副議長：425,000円、議員：398,000円
議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員報酬を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。				実績なし
議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員報酬を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。				実績なし
第23条 議員の政治倫理						
議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めなければならない。	政治倫理の確立	①市民の代表者としての倫理を常に自覚しているか ②議員としての品位を保持し見識を高めているか	○	拡充	否	制定済 政治倫理の研修や条例の検証は行っていない。
第24条 最高規範性						
この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。	議会に関する条例等に対して優位性	①議会に関する条例等について、この条例との整合を図っているか	○	継続	否	—
第25条 見直し手続き						
議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	①この条例の目的が達成されているかどうかを検証しているか	○	継続	否	議会の自己評価を行い、評価結果をHPで公開している。 ①H27. 3. 26報告 ②H29. 3. 24報告 ③H30. 5. 14報告
議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	改正が必要と認められたとき条例改正	②検証の結果、制度の改善や条例等の改正の必要がある場合、適切な措置を講じているか	○	継続	否	実績なし



登米市議会基本条例  
議員個人評価アンケート

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	達成度					
			十分達成	達成	未達成	未着手	未記入	
第1条 目的								
この条例は、議会及び議員の活動原則を定め、議会の役割を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づき、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。	議会基本条例の理念	①登米市議会基本条例の目的を果たしているか	1	17	5	0	2	
第2条 議会の活動原則活動								
(1) 公平性、公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。	市民に開かれた議会運営	①公平性、公正性を確保した活動ができているか	2	19	3	0	1	
(2) 市民の多様な意見、要望、提言その他の意見（以下「市民の意見等」という。）を政策形成に適切に反映させるために、市民参加の機会の拡充に努めること。	市民参加の機会の拡充	②市民の意見等を政策形成に反映させるため、市民参加の機会の拡充に努めているか	1	19	5	0	0	
(3) 市民の意見等をもとに政策の立案、形成及び提言（以下「政策立案等」という。）の強化に努めること。	政策立案等の強化	③市民の意見等をもとに、政策立案等の強化に努めているか	1	7	15	1	1	
(4) 市民の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。	市政運営の監視と評価	④市民の立場から、市政運営を監視・評価しているか	1	15	9	0	0	
第3条 議員の活動原則								
(1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	議員間の自由な討議の推進	①言論の府、合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を行っているか	1	11	13	0	0	
(2) 市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。	市民の意見の的確な把握と自らの資質の向上	②市政の課題全般について市民の意見等を的確に把握しているか	1	13	11	0	0	
		③自己の資質を高めるため不断の研さんに努めているか	0	19	6	0	0	
		④市民全体の奉仕者、代表者としてふさわしい活動をしているか	1	19	4	1	0	
(3) 議会の構成員として、特定の団体及び一部地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。	市民全体の代表としての活動	⑤議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しているか	2	19	3	1	0	
第4条 会派								
議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。	会派の結成	①政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成しているか	3	15	5	2	0	
会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。	同一の理念を共有する議員で構成							
会派は、政策立案等を積極的に行うものとする。	積極的な政策立案等	②会派で政策立案等を積極的に行っているか	1	6	16	2	0	
第5条 市民参加及び市民との連携								
議会は、市民に対して積極的にその有する情報を提供し、説明責任を十分に果たさなければならない。	情報の積極的な提供と議会の説明責任	①市民に積極的に情報を提供し、説明責任を果たしているか	2	15	8	0	0	
議会は、定例会のほか、全ての会議を原則公開とする。	会議の原則公開	②全ての会議を原則公開としているか	4	16	5	0	0	
議会は、地方自治法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査の委託並びに法第115条の2の規定による意見の聴取を十分に活用して、市民の意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	専門的知見の活用 公聴会の開催	③専門的事項に係る調査や公聴会・参考人からの意見聴取を活用し、市民の意見等を議会の討議に反映されるよう努めているか	0	11	12	2	0	
議会が請願及び陳情を審査するときは、請願者及び陳情者から請願及び陳情の趣旨の説明を受ける機会を持つものとする。	請願・陳情者の直接説明	④請願・陳情審査では、請願者や陳情者から趣旨説明を受ける機会を設けているか	0	16	8	1	0	
議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保し、議員の政策立案能力を強化するとともに、積極的に政策立案等を行うものとする。	市民との意見交換の場の確保 積極的な政策立案	⑤議会は、市民と意見を交換する機会を幅広く確保しているか	2	19	4	0	0	
		⑥議員の政策立案能力を強化し、積極的に政策立案を行っているか	0	6	18	1	0	
第6条 広報・広聴活動								
議会は、市政に係る重要な情報を市民に対して提供するとともに、議案に対する各議員の賛否を公表するものとする。	議案の議案に対する賛否結果を公表	①議会は、市政に係る情報を市民に提供し、議案に対する各議員の賛否を公表しているか	6	17	2	0	0	
議会は、議会広報、ホームページその他の広報手段を活用し、市民が議会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。	積極的な情報公開	②議会は、市民が議会や市政に関心を持つよう議会広報活動に努めているか	4	19	2	0	0	
議会は、市民の意見等を把握するため、市民及び議員が自由に情報及び意見を交換する場（以下「意見交換会」という。）の開催等の広聴活動を積極的に行うものとする。	意見交換会の開催	③議会は、市民の意見等を把握するため、意見交換会等の広聴活動を積極的に行っているか	3	18	4	0	0	

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	達成度				
			十分達成	達成	未達成	未着手	未記入
議会は、前3項の広報・広聴活動の充実を図るため、議員で構成する広報広聴委員会を設置する。	広報広聴委員会の設置	④広報・広聴活動の充実を図るため、広報広聴委員会を設置し、活動しているか（設置規程有り）	16	7	1	1	0
前項の広報広聴委員会の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	⑤広報広聴委員会のみならず、議会活動に関して情報発信しているか	3	17	4	1	0
<b>第7条 政策企画調整会議</b>							
議会は、広聴活動による市民の意見等を政策及び課題として、政策立案等を行うため、議員で構成する政策企画調整会議を設置することができる。	政策企画調整会議の設置	①広聴活動に基づく政策立案等を行うため、政策企画調整会議を設置し、意見や政策提言への議会としての対応方針を協議しているか（設置規程有り）	4	18	3	0	0
前項の政策企画調整会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会からの要望・意見や政策提言等に関して、常任委員会等の情報共有や議員間討議の機会を作っているか	1	16	7	0	1
<b>第8条 議会モニター</b>							
議会は、議会運営に関する市民の意見等を聴取し、議会運営に反映させるため、必要に応じ議会モニターを設置することができる。	議会モニターの設置	①議会運営に市民意見等を把握させるため、議会モニターを設置し、市民意見等を聴取しているか（設置規程有り）	7	16	2	0	0
前項の議会モニターの設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	②議会モニターからの意見を共有し、議会運営や議会活動の改善が行われているか	2	12	11	0	0
<b>第9条 市長等との関係</b>							
議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案等を行うことにより、市政の発展に努めなければならない。	市長等と緊張感ある関係の保持・事務執行の監視及び評価・政策提案	①市長等と緊張感ある関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行っているか。政策立案等により市政の発展に努めているか	2	20	3	0	0
定期議会における一般質問は、広く市政に係る論点及び争点を明確にするため、一問一答方式により行うことができるものとする。	一般質問時の一問一答方式の実施	②一般質問は論点や争点を明確にするため、一問一答方式が行われているか。	9	14	1	1	0
議長から定例会又は常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会等」という。)への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員の質問に対して反問することができるものとする。	市長等に反問権付与	③市長等の反問権の行使はあるか	3	10	12	0	0
議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を通じて市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。	議長を通じて市長等への文書質問	④文書質問は行われているか	2	6	14	3	0
<b>第10条 市長による政策等の形成過程の説明</b>							
議会は、市長が提案する政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、当該政策等の水準を高めるため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。 (1) 政策の発生源 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 隣接する地方公共団体及び他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (4) 市民参加の実施の有無及びその内容 (5) 登米市総合計画基本構想及び基本計画との整合性 (6) 関係する法令並びに条例及び規則（以下「条例等」という。） (7) 財源措置 (8) 将来にわたるコスト計算	市長に対する説明要求(1)～(8)	①政策等について、第10条に列記する説明を求めているか	0	13	11	0	1
議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、立案及び執行の論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に役立てる審議に努めるものとする。	立案及び執行の論点及び争点の明確化	②政策等の審議で、立案や執行の論点や争点を明らかにし、さらに執行後の政策評価に役立てる審議に努めているか	0	11	13	0	1
<b>第11条 政策説明資料の提出要求</b>							
議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の説明資料の提出を求めることができるものとする。	施策別又は事業別の説明資料の要求	①予算や決算の審議にあたり、施策別又は事業別の説明資料の提出を求めているか	2	17	6	0	0
<b>第12条 議決事件</b>							
法第96条第2項の規定による議決事件については、意思決定機関である議会が、市政における重要な計画等の決定に参画する観点と執行機関である市長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。 (1)登米市総合計画基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止 (2)登米市行財政改革大綱の策定、変更又は廃止 (3)登米市環境基本計画の策定、変更又は廃止 (4)原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結又は解消	市政における重要な計画等の決定に参画するという観点による議決事件の追加及び追加事件の議決	①議会が意思決定機関として、市政に参画する観点から議決事件を定めているか	3	16	5	0	1

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	達成度							
			十分達成	達成	未達成	未着手	未記入			
<b>第13条 議員相互間の討議</b>										
議会が討議の場であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議を中心とした議会運営を行うものとする。	議員間討議（自由討議）の実施	①市長等の出席要請を最小限にとどめ、議員相互間の自由な討議による議会運営を行っているか	0	9	14	2	0			
議員は、定例会及び委員会等において、議員相互間の議論を尽くして合意の形成に努めるものとする。	議員相互間の議論を尽くした合意形成	②議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めているか	0	5	20	0	0			
<b>第14条 委員会等の適切な運営</b>										
議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するため、委員会等の専門性及び特性を活かし、適切な運営に努めなければならない。	議会における常任委員会調査	①委員会等の専門性及び特性を生かし、適切な運営に努めているか	1	18	6	0	0			
委員会等は、議会における政策立案等を積極的に行うとともに、市政運営が適正に行われているかの監視及び評価を行うものとする。	委員会による積極的な政策立案 委員会による市政運営の監視と評価	②政策立案等を積極的に行い、市政運営の監視評価を行っているか	2	8	15	0	0			
委員会等は、市民に対して、政策等に係る調査及び審査の経過を説明するとともに、意見交換会を積極的に開催するよう努めるものとする。	委員会による意見交換会の開催	③政策等に係る調査及び審査経過を説明し、意見交換会の積極的な開催に努めているか	1	16	8	0	0			
<b>第15条 政務活動費</b>										
会派又は議員は、調査活動の基盤の充実を図ることにより、政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう別に条例の定めるところにより、政務活動費の交付を受けることができる。	政務活動費の交付	①政務活動費の交付に関する条例により交付を受けているか	11	13	0	1	0			
政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、透明性を確保するとともに適正に執行しなければならない。	収支報告への証拠書類(写)の添付	②透明性を確保するとともに適正に執行しているか	10	13	1	1	0			
議会は、政務活動費の収支報告書及び支出に係る領収書等の証拠書類を公開する。	収支報告書、会計帳簿、領収書の公開	③収支報告書や証拠書類を公開しているか	12	9	3	1	0			
<b>第16条 議会改革推進会議</b>										
議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。	議会改革推進会議の設置	①議会改革に継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置し、活動しているか（設置規程有り）	10	12	2	1	0			
議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を前項の議会改革推進会議に構成員とすることができる。	学識経験者等への委員委嘱	②学識経験者を構成員としているか	0	3	17	5	0			
第1項に規定する議会改革推進会議の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定	③議会内の合意の下、議会改革の取り組みがなされているか	3	20	2	0	0			
<b>第17条 調査機関の設置</b>										
議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決を経て、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。	学識経験者で構成する調査機関の設置	①市政の課題に関する調査のため、学識経験者等で調査機関を設置し、議員が構成員となっているか	0	3	17	5	0			
議会は、必要があると認めるときは、議員を前項の調査機関の構成員にすることができる。	調査機関への議員参加									
第1項に規定する調査機関の設置に関し必要な事項は、議長が別に定める。	設置規程の制定									
<b>第18条 議員研修の充実強化</b>										
議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	議員研修の充実強化	①政策形成や立案の能力向上のため、議員研修の充実強化に努めているか	0	18	6	1	0			
議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家及び市民との研究の場を積極的に設けるものとする。	専門家及び市民との研究の場の設置	②各分野の専門家や市民との研究の場を積極的に設けているか	1	10	12	2	0			
<b>第19条 議会事務局の体制整備</b>										
議長は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化に努めるものとする。	議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実強化	①議会事務局の調査や法務に関する機能の充実強化に努めているか	1	20	3	1	0			
<b>第20条 議会図書室</b>										
議会は、議員の調査研究に役立てるため、議会図書室の充実に努めるものとする。	議会図書室の充実	①議会図書室の充実に努めているか	1	11	13	0	0			
<b>第21条 議員定数</b>										
議員定数は、別に条例で定めるところによる。	定数条例の制定・改正	議員定数は条例により定められることを規定するものであり、評価の対象外とする。								
議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び他の地方公共団体の状況並びに議会が果たす役割を考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	定数改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員定数を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。								

議会基本条例 該当条文	評価項目	質問項目	達成度				
			十分達成	達成	未達成	未着手	未記入
議員定数の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により、委員会等又は議員が提案するものとする。	定数条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員定数を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。					
第22条 議員報酬							
議員報酬は、別に条例で定めるところによる。	議員報酬の条例規定	議員報酬は条例により定めるところを規定するものであり、評価の対象外とする。					
議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点及び他の地方公共団体との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人及び公聴会の制度を十分に活用するものとする。	報酬改正に係る参考人及び公聴会制度の活用	議員報酬を改正する際の基本姿勢を定めた規定であり、評価の対象外とする。					
議員報酬の条例改正に係る議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員報酬の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第6項又は法第112条第1項の規定により委員会等又は議員が提案するものとする。	報酬条例改正に係る委員会又は議員による提案	議員報酬を改正する際の手続きを定めた規定であり、評価の対象外とする。					
第23条 議員の政治倫理							
議員は、市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を高めないなければならない。	政治倫理の確立	①市民の代表者としての倫理を常に自覚しているか	3	18	4	0	0
		②議員としての品位を保持し見識を高めているか	3	14	8	0	0
第24条 最高規範性							
この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に関する条例等を制定してはならない。	議会に関する条例等	①議会に関する条例等について、この条例との整合を図っているか	3	16	6	0	0
第25条 見直し手続き							
議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。	基本条例の検証	①この条例の目的が達成されているかどうかを検証しているか	1	13	11	0	0
議会は、前項の検証の結果、制度の改善及び条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。	改正が必要と認められたとき条例改正	②検証の結果、制度の改善や条例等の改正の必要がある場合、適切な措置を講じているか	1	11	11	1	1

自由記載欄 … 議会基本条例、議会活動等についてのお考えをご記入下さい。

単一選挙区制がとられているにもかかわらず、いまだ議員は旧町の代表となっている。また、執行部も、それを助長するような対応となっている。

現在の議会の課題として、議員の政策立案能力を強化し、積極的に政策立案を行うことが不足していると考えます。さらに、議員間討議や議員間相互間の議論も少ないと感じています。これらの課題解決に向けて、他自治体の取り組みなども参考にして、改善を進めるべきだと考えます。

改正見直しに対する方向がもう少しあってはいかがでしょうか。未着手達成の中には必要性が少ないからそのようになっているものもある。時の世情に迅速なフットワークがほしい。会派での意思形成については弱さを感じる。26人が思いの丈を述べられること自体を強く否定するものではないが、結局1/26の意思にしかならない。まとまった意思として対峙する必要がある。

議員は市民の付託に応えることが大事だが、更にその先を目指さなければならない。市民の未来は議員一人ひとり、そして議会に託されている。日々の業務をこなすことだけでなく、議員個人としても、議会全体としても「高尚な志」と「高い理想」を持って職務に当たるべきだと考える。互いに尊重し合い、切磋琢磨し、市民の未来をより良いものとしていくために職務を遂行する。その信念のもとに議会活動が展開されるべきだと考える。

～アンケートは以上で終わりです。ご協力いただき、誠にありがとうございました。～



# 登米市議会基本条例及び関係規則等 改正案

## 登米市議会議会基本条例 条文追加

(災害時の対応)

第 条 議会は、地震その他の事象による大規模な災害等が発生したときは、議会機能を的確に維持するとともに、市民の安全と安心を確保するため、市が行う災害対応が迅速にかつ適切に行われるよう活動するものとする。

- (1) 議会は、必要に応じて、議会災害対策連絡本部会議を設置することができる。
- (2) 災害時の対応に関し必要な事項は、別に定める。



## 登米市議会基本条例運用基準

この基準は、登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

### 1 自由討議

条例第 13 条に規定する自由討議については、次のとおりとする。

- (1) 自由討議は、質疑終結後、動議があったとき又は議長・委員長が必要と求めたときは、会議に諮って行うことができる。
- (2) 自由討議を動議又は発議する場合は、討議の趣旨及び目的を明確に示さなければならない。
- (3) 自由討議は、原則公開とし、発言要旨を記録する。ただし、秘密会とする場合においてはこの限りではない。
- (4) 自由討議を行う場合は、出席を要請した市長等は在席のままとし、発言に加わらないものとする。ただし、議長または委員長が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 自由討議の時間は、一つの議題につき 30 分以内とする。ただし、議長又は委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

### 2 反問権

条例第 9 条第 3 項に規定する反問権については、次のとおりとする。

- (1) 反問は、質疑及び質問に対し行うことができる。
- (2) 反問には、議員の発言内容を確認するもののほか、議員の考え方を質したり、対案の提示を求める反論を含むものとする。
- (3) 議長又は委員長は、出席を要請した市長等から、質問に対する反問の申し出があったときは、これを許可することができる。
- (4) 反問の申し出は、議員又は委員の質問が終わった後に、出席を要請された市長等が「反問します。」と挙手し、議長又は委員長に発言を求め許可を受けてから行うものとする。
- (5) 質問した議員又は委員は、反問に対して誠実に答弁しなければならない。
- (6) 反問は、一つの質問事項に対し原則 1 回しかできないものとする。ただし、議長又は委員長が必要があると認めたときは、最高 3 回まで許可することができる。
- (7) 議長又は委員長は、反問の内容がそぐわない場合においては、注意をした後、反問を制止することができる。

(8) 反問に要する時間は、質問時間に含まないものとする。

### 3 文書質問

条例第9条第4号に規定する議会による文書質問については、次のとおりとする。

(1) 文書質問は、口頭による質問の機会がない場合や円滑な議事運営を図る上で必要な場合に、口頭による質問を補完するために行うことができる。

(2) 文書質問の内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、一般質問の通告書に準じた質問書において、その趣旨が理解できるよう具体的に記載するものとする。

(3) 文書質問は、一般質問受付期間から定期議会中はできないものとする。

(4) 議長は、質問書が提出された場合、その内容が次に掲げる基準に適合するときは、市長等にその写しを送付し、送付した日から概ね2週間以内に文書により回答を求めるものとする。

ア 資料の提出を要求するものでないこと。

イ 国・都道府県又は他の市町村に関する事項など、登米市が処理している事務ではない事項について質問するものでないこと。

ウ 登米市の執行機関ではないものを「回答を求める者」に指定しているものでないこと。

エ 不穏当な用語を用いたり、特定の人を誹謗中傷するなど、議会の品位を傷つけると認められるものでないこと。

オ 文書質問の項目や内容が、適時に回答を得なければならないものであること。

(5) 議長は、質問書を市長等に送付したとき及び回答書を受理したときは、本会議においてその写しを全議員に配布し、その旨を報告するものとする。

(6) 質問書及び回答書の内容は、市議会ホームページ等で公開するものとする。

(7) 文書質問にあたっては、執行部の職務に支障の生じる（災害発生時等）ことのないよう配慮する。

### 4 資料の提出要求

条例第11条に規定する資料の提出要求については、次のとおりとする。

(1) 資料の提出要求は、議会が議案審議や政策等に関する調査のために

説明資料の提出を求めるものとする。

(2) 議員が資料を求める場合は、議長に説明資料が必要な理由、資料内容を具体的に記載した資料請求申出書を提出するものとする。

(3) 議長は、資料請求申出書が提出された場合、その内容が次に掲げる基準に適合するときは、市長等にその写しを送付し、申出日から4日後までに資料を求めるものとする。

ア 公表されているデータ等の資料でないこと。

イ 過去に資料請求や委員会説明として配布されている資料でないこと。

(4) 本会議や委員会で資料を求める場合は、議長又は委員長が会議に諮って、資料の提供を求めるものとする。

(5) 議長又は委員長は、資料の提出を受けた場合は、速やかに議員又は委員に配布する。

附 則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。

## 登米市議会傍聴規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、傍聴人の利便性を確保し、かつ会議の円滑な運営を維持するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

### (傍聴の奨励)

第2条 議長は、市民参画に繋がる議会傍聴を促進するため、傍聴を呼びかける努力をする。

### (傍聴席の区分)

第3条 傍聴席は、市民席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、50人とする。

### (傍聴の手続)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順に交付し、傍聴券の交付を受けた者は、その日に限り傍聴することができる。

3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

4 傍聴人は、係員から求められたときは、傍聴券を提示しなければならない。

5 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

### (議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は、議場に入ることができない。

### (傍聴することができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯する者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他議場の秩序を乱すおそれのある者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし議長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑になる行為をしてはな

らない。

(写真撮影、動画撮影及び録音)

第9条 傍聴人は、議長の許可を得て、傍聴席において写真撮影、動画撮影及び録音(以下「撮影等」という。)をすることができる。

2 議長は、撮影等が議事の進行の妨げとなっている、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めるときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

(議長の指示)

第10条 傍聴人は、すべて議長の指示に従わなければならない。なお、秘密会を開く議決があったときは、傍聴することができない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、傍聴人はその命令に従わなければならない。命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議案資料の提供等)

第12条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料の貸出しを行い、市民の議会傍聴の利便性の確保及び傍聴意欲の高揚に努めなければならない。

(委員会の傍聴)

第13条 委員会の傍聴については、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、第4条中「50人」とあるのは「委員長が認めた人数」と、同条及び第12条第2項並びに第13条から前条までの規定中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(第5条関係)

No. \_\_\_\_\_

年 月 日限り有効

登米市議会  
傍聴券

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(裏面をお読みください。)

傍聴される方は、次のことを守ってください。

- ①議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ②談論し、放歌し、高笑する等騒ぎ立てないこと。
- ③鉢巻、腕章の類をする等示威行為をしないこと。
- ④帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- ⑤飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- ⑦携帯電話その他の情報通信に関する機器は、電源を切り、使用しないこと。
- ⑧議場の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。
- ⑨議長の許可を受けずに、写真等を撮影し、又は録音等をしないこと。

## 登米市議会市民意見公募手続実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、登米市議会（以下「議会」という。）が行う市民意見公募手続（パブリックコメント）（以下「意見公募手続」という。）について必要な事項を定めることにより、基本的な政策の策定に当たり、公正の確保と透明性の向上を図り、市民等の参加を促すとともに、議会が説明責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 意見公募手続

議会が政策等の策定に当たり、当該政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く市民等に公表し、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要、提出された意見等に対する議会の考え方等を公表する一連の手続をいう。

#### (2) 市民等 市民等とは、次に掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内の学校に在学する者

オ 市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体

カ アからオまでに掲げる者のほか、意見公募手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

### (対象)

第3条 意見公募手続の対象は、次に掲げるとおりとする。ただし、迅速又は緊急を要するものは、この限りではない。

(1) 議会の組織や運営に係る条例以外の政策的な条例の制定又は改廃

(2) 前号に掲げるもののほか、議会が特に意見提案手続を実施する必要があると認めるもの

### (公表の手続)

第4条 議会は、意見公募手続を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。

2 前項の規定により政策等の案を公表するときは、その案を作成した趣旨、目的、背景その他の参考となる資料を併せて公表するよう努めるものとする。

### (公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市及び議会のホームページへの掲載
- (2) 議長が指定する場所での閲覧又は配布
- (3) 前2号に掲げるもののほか、議会が適当と認める方法

2 議会は、前項に規定するもののほか、必要に応じた方法を活用して政策等の案等の周知に努めるものとする。

3 前条の規定による公表を行うときは、意見等の提出先、提出方法、提出期間等の必要事項を提示するものとする。

(意見等の提出)

第6条 議会は、政策等の公表の日から原則として1か月以上の期間を設けて、政策等についての意見等の提出を受けなければならない。

2 前項の規定による意見は、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参する方法によって受け付けるものとする。

3 意見を提出しようとする市民等は、住所及び氏名及び連絡先を明記しなければならない。

(意見等の取扱い)

第7条 議会は、提出された意見を考慮して施策の意思決定を行うものとする。

2 議長は、提出された意見等を集約し、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する議会の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表するものとする。

3 提出された意見等のうち、公表することにより個人または法人その他の団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、その全部または一部を公表しないことができる。

(実施状況の公表)

第8条 議会は、意見公募手続を実施している案件について、その一覧を作成し公表するものとする。

2 前項の案件の一覧には、案件名、意見等の募集期間、政策等の案の入手方法及び問い合わせ先を記載するものとする。

(意見等及び一覧の公表)

第9条 第5条第1項及び第2項の規定は前2条に規定する公表について準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、意見公募手続について必要な事項は、別に定める。

附 則



この要綱は、令和 年 月 日から施行する。



# オンライン会議レポート

## 登米市議会議会改革推進会議 疑似オンライン会議

### はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、企業のテレワークや学校のオンライン授業とリモートでの活動が一気に広がった。リモート会議、リモート飲み会等、同じ空間にいなくても同じ時間を共有し結果や価値を生み出していく、新しい生活様式も浸透しつつある。地方議会においても、取手市や奥州市などでタブレットやスマホを使い、リモート会議を取り入れ始めた先駆例もでている。

総務省では、今年4月新型コロナウイルス感染症対策のため、リモートで委員会を開催することについて「差し支えない」としている。会議規則で、本会議は議場にいることが前提となっているが、委員会や協議の場については、会議規則や申し合わせ等で、リモート会議の運用について定め、議会運営委員会や常任委員会、災害対策本部、全員協議会等をリモートで取り組みもみられはじめた。

本市議会はタブレット（surface）を導入している。導入当初は「ペーパーレス」議会が目的の柱であったが、コロナ禍ではリモートでの会議開催、情報共有という使い方も可能だ。

議会改革推進会議は、議会の縮図でもあるから、議会でオンライン会議に取り組んだ時、どんな場面で活用が見込め、どんなサポートが必要かを把握するため、オンライン会議を実際に試みる。

ユーチューブで zoom の設定の仕方やリモート会議への参加の仕方を学びながら、実際に自身のタブレットを操作し、リモート会議の体験を通して、課題や活用の広がりを探る材料としたい。

これを試みるにあたり、「取手市議会におけるオンラインビデオ会議の運営方法」を参考にした。大いに手引きとなるどころであり、先んじて情報提供されている姿にあらためて感謝するものである。



### 今回の目的

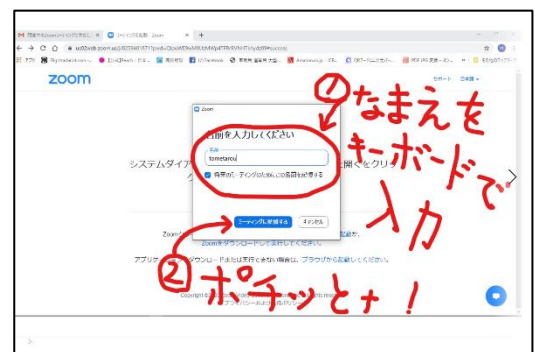
導入しよう（必要）としたときに、発生するであろうトラブルを事前に把握するとともに、課題の洗い出しと、活用の広がりを探ることを目的とした。

## ○ 登米市議会の環境

- ・ 議員には surface が貸与されており、通信費の一部として月 2000 円を負担している。
- ・ 通信費の一部としての負担金は政務活動費 (25000 円/月) で賄うことが可能 (政務活動費の支給を申請しない議員は個人で負担)。
- ・ 議員定数は 26 名であるが欠員があり現員数は 25 人。
- ・ surface については改選後全員協議会の形で技術指導があった。筆者は PC ユーザーであり、ある程度のスキルはあるが、この技術指導のうち理解に及んだのは一部であった。普段 PC に触れていない者にとっては「習いもしない英文読解」に等しいかもしれない。
- ・ 現在まで議事資料は印刷物配布だが、surface にも議案を配信掲載 (moreNOTE) している。
- ・ 各議員の surface の利用状況は個人の PC スキルに頼るところが多く、「フル活用」「使っている」「使っていない」「使えない」など多様である。
- ・ 議会機能が配置されている市役所庁舎 3 階での WiFi 環境は利用できないに等しく、使用時にはほぼ LTE 環境である。
- ・ 実証は「議会改革推進会議」の調査研究として行った。
- ・ 議会改革メンバーの PC スキルは「使っている」「使っていない」「使えない」。議会の縮図そのものである。議会で共有する際にも同じ「つまづき」が予想される。

## ○ あらかじめ行った準備

- ・ PC が不得手と思われる議員には前もって声がけしたうえで surface を事務局預かりとし、前もって windows のアップデートを行っておいた。
- ・ 事務局で使用している surface のうち 2 台を検証に使用 (事務局 2・事務局 3)。事務局 3 を zoom に登録、ホスト機とした。また事務局 2 はあえて zoom ソフトのインストールをせず、実演機としてプロジェクター出力した。
- ・ 実験冒頭では、zoom 導入の youtube 動画 (予め事務局で適当なものを選定) を視聴し、一般的なイメージの共有を図った。
- ・ 実証前の zoom 経験者は議員 3 人・事務局 3 人。いずれもコロナ禍後のにわか知識である。
- ・ 配布物として紙媒体で「設定画面」を配布。
- ・ リモートの実演であるが、みんなでフォローするために同一の部屋にて開催する。
- ・ プロジェクターで投影することで、画面を同時進行させ情報の共有化をする。



## ○ 予測したトラブル

- ・ 同じ空間内（第1委員会室）であるため、マイクがスピーカー音を直接拾う可能性がある（ハウリング）。☞予めスピーカレベルを下げるよう説明。
- ・ 招待メールの「先走り開封」による参加終了。☞開催直前にホストから招待。
- ・ PC アップデート未対応を含む PC 不良。☞使用頻度が少ないと思われる議員の PC を事前にチェック。
- ・ フロントリアカメラの選択。フォロワーが説明。
- ・ パケット制限（5Gバイト）のゆとり。☞LTE パケットリセット時の月初めに開催。

## ○ 実際に発生したトラブル

- ・ 先走った知識により招待メールが OUTLOOK に配信されるものと思い込んで準備したが、一部デフォルト状態のタブレットでは OUTLOOK がインストールされず（確認できず?）、配信先の確認に手間取った。☞スタートタイルの『メール』に配信されているのを確認。
- ・ デフォルトでリアカメラ。☞半数の surface で発生した。あらかじめ準備の「設定画面」紙媒体などで対応。
- ・ カメラが立ち上がらない。☞時間内に解決できず。Windows 設定上での課題。事前の有志での体験会の際にも発生した課題だったがチェックすることを見逃していた。

## Zoom の実践

説明から振り返りまで1時間程度を目安とし、実際に接続した画面上で次回会議の日程相談をるところをゴールとして試みた。PC スキルのある者が全体をフォローするつもりであったが、逆にフォローが必要と思われた者のほうが、みんなに先んじて接続できるなど、やってみてわかることの方が多かった。

今回、実際に発生したトラブルは

「OUTLOOK」がデフォルトと限らないことや、カメラが立ち上がらないなど。このうちカメラが立ち上がらない事例は、事前に発生を経験していたにもかかわらず解決方法の確認を怠り、時間内に解決できなかった。全体共有の際にも発生が予想される問題であるので解決方法をマニュアル化しておく必要がある。

この実証において zoom の活用には概ね好印象であったようで、特に PC スキルによる苦手意識は感じられなかった（会議室



内の同一空間ということは考慮しなければならない)。

全体共有の際には、単純に3倍の人数になるから今回の課題の解決方法をマニュアル化するのは勿論のこと、フォロー側につくことが出来る議員(事務局員はあくまでも転勤族)を増やしておく必要がある。

○ 活用の応用

- ・ 感染症蔓延時の会議開催
- ・ 出張時の会議出席
- ・ 災害時の遠隔会議、中継
- ・ リモート現地視察
- ・ 委員会議事録の作成の簡素化(カメラ録画機能を使用した疑似中継および音声認識システムによる文字起こしが可能)

○ 本格導入への課題

- ・ 無料版には時間制限(40分)がある。
- ・ LTE接続だと1時間当たり約1Gバイト消費してしまう(契約は5Gバイト/月。WiFiが必要かも)。
- ・ およその「オリジナル手引書」が必要。

大前提として、ルールの整備が必要である。これまで遠隔の会議への発想自体がなかった。これまでとは全く異なる生活様式になる可能性も含め、またタブレットの新たな価値化やシステムの効率化を見据えた備えと研究に挑戦する心意気で検証したい。

## 9 / 1 議会改革推進会議 オンライン会議体験

### 《委員の感想》

- ・ 慣れれば良い。
- ・ 自由に出来るようになりたい。
- ・ 各常任委員会や各自でやってみてもよいのでは。
- ・ 議案審議したギガ・スクール、学校や社会のICT化、スマート議会を実感した。
- ・ 聞いた事はあったが、実際に体験出来て良かった。
- ・ 自分で操作するのは初めて。
- ・ やってみると面白い。
- ・ オンライン会議を議会で取り組もうとした時の躓く所が確認できた。次からはメールを受けるとすぐ出来る。ぜひ使ってみましょう。
- ・ オンライン会議は、録画が出来る。それを音声認識ソフトで会議録に反訳可能。会議も、会議の記録もタブレットでできる。

